

二子玉川地区天端通行対策等説明会 議事要旨

2024. 2. 16

発行：国土交通省京浜河川事務所・世田谷区

令和6年1月27日(土)に「二子玉川地区天端通行対策等説明会」を開催しました。

説明会の概要

本説明会は以下のプログラムで進行しました。

1. 事務局による資料説明

資料を用いて、「堤防天端の通行について」、「天端通行に関する懸念と対策」、「整備の内容」、「これまでの質問に対する見解」を説明しました。

2. 質疑応答

説明資料に基づき、天端対策およびそれ以外についてご意見を頂きました。

～説明会当日の様子～



～参加者からの天端対策に対する主な意見等と回答～

- 意見：2mの生垣だと2、3階まで見えてしまうので、もう少し高いものにして欲しい。
生垣は、通路側から人が覗いていても住居側からは見えないため、治安の面からも天端対策として十分と思えない。
⇒回答：生垣の高さは、一般的な高さとして、街中の生垣・フェンスと同様の2m程度としている。
また、材料調達の問題から、3mの生垣は厳しいと考えている。
- 意見：天端通行を無理強いしておいて、その責任は負わない、安全対策は自分たちでしてください、というのはあんまりだと思う。国土交通省も防犯に対して協力して欲しい。
⇒回答：防犯については、通常、河川整備で行わない目隠しと立ち入りを制限する措置を行うことで、河川管理者としてできる限りのことをしている。
- 意見：マンションとの境界に設置する下流側の門扉は、登って入られてしまいそう。
⇒回答：マンションとの境界に設置する下流側の門扉については、建物からなるべく離れた位置に置いて高いフェンスで入れないようにしている。

- 意見：防犯上、生垣に中木をプラスするなどして人がすり抜けられないようにして欲しい。
⇒回答：前回ワーキングでも生垣だとすり抜けられてしまうのではないかとこの意見もあったので、植え方を工夫するとか、生垣の裏にネットフェンスを設置する、もしくはフェンスにする等が考えられるが、意見をいただければ考えていきたい。

- 意見：この地区でキンモクセイ、ギンモクセイを見たい人はいないので、里山に似た樹木、野鳥が好む実のなる樹木、カワセミのつがいに戻ってくるような樹木をたくさん植えて、兵庫島辺りの野鳥が以前よりも減ったということが無いようにして欲しい。
⇒回答：植樹する樹木について現時点ではギンモクセイを考えているが、ネズミモチ等を植えて、鳥を呼びやすくすることもあると思っているので、意見をいただければ考えていきたい。

- 意見：植樹する木はアレルギーを発症しないものを選定して欲しい。
⇒回答：環境省のマニュアルや、アレルギーの専門家に確認したところ、キンモクセイアレルギーが確実にあることはまだ報告されていないなかった。アレルギーの恐れが全く無い樹木を選ぶことはなかなか難しい。

- 質問：高木は台風等で倒れても近隣のマンションに被害が及ばないような設計になっているか。
⇒回答：5m くらいの高木について、植える位置や植えたときの根の張り方等を検討している。

- 質問：提示されたイメージ図の生垣の高さ、高木の設置の詳細な設計は決まっているのか。
この場で見せていただいているもののイメージが実際にできあがった際に目隠しの役割を果たさないか心配である。
⇒回答：本日提示した天端対策のイメージは3次元データで作成しているので、大きく変わることはないと考えている。ただし、植物であるため植えてすぐにこのような状況にならない可能性はある。

～参加者からの天端対策以外の主な意見等と回答～

※当日回答しきれなかった質問も一部含みます。

- 質問：堤防天端を通行することは洪水前からあった話か。もし、既に建っているマンションの前を後から通行させることになったのであれば納得がいかない。
⇒回答：当該地区は、昭和48年に河川予定地の指定がなされ、堤防を造ることが告示された。また、その後、河川整備計画においても、堤防を造る箇所だと改めて公表しており、堤防ができる前提であった。

- 意見：「河川堤防は公共用物であり、自由使用として、一般の利用に供されるものであることから、一般の通行を行う」ということであれば、ワーキングの最初から言って欲しかった。
⇒回答：河川の堤防天端は本来、通すべきものであるのですが、当初から天端を通すスタンスで説明してきたが、そうではないといった意見があったので、継続的に意見交換をし、懸念を払拭するための対策を提示している。
第1回、第2回以降のワーキングで堤防整備後の動線がどのように変化するかを示しており、天端を通ることはお話ししている。

●意見：特殊堤区間だけ人を通さないようにして欲しいのになぜごり押しするのか理解できない。
⇒回答：天端通行に関する基準、ルールはなく、その中でできる限り配慮したものを提示している。

●意見：元々、そこに住んでいる人たちのプライバシーやセキュリティを侵害してまでこの位置にスロープを整備しなければならないのか、兵庫橋が新しい位置に移っているので下流にあるスロープを使うことではだめなのか、堤防の整備だけではだめなのか、教えて欲しい。
⇒回答：堤防の第一の機能は治水対策であるが、河川施設は安全を守ることにプラスして、公共の福祉の増進を図ることが大前提としてあるため、階段、スロープを整備する。
また、設置する位置は、駅からの動線となる重要なゲートエリアとして元々階段とスロープがあったので、この位置でどなたでもアクセスできるような計画にしている。

●意見：野川右岸側(兵庫島)を通行できるように整備すれば、工事費を安くできるのではないかな。
⇒回答：堤防天端は特定の場所に行く道路ではないため、野川右岸側(兵庫島)に代わりの通路があるから天端を通さなくて良いとはならない。

●質問：天端通行のベネフィットを教えて欲しい。
⇒回答：堤防による治水効果は算出しているが、天端通行のベネフィットは算出していない。

●質問：堤防整備前の木々が生えて自然に囲まれていた時と比べて、マンションの資産価値が大きく下がっていると思うが、補償についてどう考えているか。
⇒回答：価値が下がっているとしたら、周辺環境の住環境の問題なのか、全体的な地価の問題なのか分からないところもあり、すぐに堤防整備が原因として何か補償するということはできないと考えている。

●意見：川はみんなのものであるので、天端を通行させて普通の川のような管理運用にして欲しい。

●意見：これからも意見交換をして欲しい。
⇒回答：天端対策に対する意見について、京浜河川事務所のHPで意見フォームを作成して伺う予定である。

●意見：世田谷区、国土交通省の環境保護、生物多様性、生態系の維持・継承方針に係る姿勢について見解を聞きたい。
⇒回答：多摩川の自然環境や生物の保全等については、国土交通省の「多摩川水系河川整備計画」や「世田谷区みどりの基本計画」に示されており、その重要性は認識している。これらの行政計画に則り、当該区間については、ワーキング等でいただいた意見も踏まえ、可能な限り多くの樹木を残せるよう特殊堤防にするなどの配慮をしている。

●質問：危険な一般道路（多摩堤通り）を避けるために堤防上の通路を使いたい人々のためには、この「一部区間」をわざわざ使わなくても安全に往き来できるように「迂回路」が計画されていることに一切触れていのは何故か。

⇒回答：堤防天端は、二子玉川地区の自然資源を生かした日常的な散策を含む回遊性の向上とともに、災害時の広域避難場所への複数避難経路の確保、多摩堤通りの歩行空間の代替路や駅への安全な歩行者動線としても有効であると考えてる。

●質問：この「一部区間」は、一般道路や散策路とは異なる、兵庫島公園一带に連なる場所であるという特殊性についての見解を聞きたい。

⇒回答：天端通路については、一般の道路と同様であり、特殊性はないと考えている。天端通行による新たな騒音発生の懸念に配慮し、生垣による立ち入りを制限する措置をし、大人数が集まって滞留するスペースが生じないようにしている。

●質問：住民の切実な訴えに対して真摯に、誠実に向き合って建設的な意見交換を行うことが行政側に求められる姿勢であると思うが、毎回、「通常論」であるはずの「一般利用」だけを繰り返し、住民の訴えに耳を傾けようとしないうことについての見解を聞きたい。

⇒回答：天端通行に関しては、ワーキング等を通じて行政側の立場（考え方）を説明するとともに、賛成の立場及び反対の立場で様々な意見をいただくなど、意見交換を行ってきた。それを踏まえて、天端を通行することに対する懸念については、できる限り対策を講じることにより対応していくこととした。

●質問：我々が請願書を提出した相手は、保坂世田谷区長と藤巻関東地方整備局長であり、「ご自身の生の声をお聞かせください」とお願いをしているが、回答は、いつも世田谷区並びに国交省関東地方整備局という組織名でなされている。これらの回答の内容については、世田谷区長や関東地方整備局長の内容承認を取った上でのものか。

⇒回答：請願書については世田谷区長及び関東地方整備局長が内容を確認した上で回答している。

◆こちらの議事要旨と当日の配布資料は以下のホームページからもご覧いただけます◆

【国土交通省京浜河川事務所】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin01134.html>

【世田谷区】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/tamagawa/001/006/d00158442.html>